

緑化優良工場等中部経済産業局長表彰実施要領

制 定	昭和58年3月15日	58名通産開業第226号	
全部改正	平成2年3月9日	2中部通産地振第141号	(平成2年3月9日適用)
一部改正	平成9年11月12日	9中部通産地振第581号	(平成9年7月1日適用)
一部改正	平成10年4月20日	10中部通産地振第306号	(平成10年3月16日適用)
一部改正	平成13年4月20日	平成13・04・12中部第73号	(平成13年1月6日適用)
一部改正	平成16年7月1日	平成16・07・01中部第227号	(平成16年7月1日適用)
一部改正	平成30年4月5日	20180402中部第152号	(平成30年4月5日適用)

1. 表 彰 の 目 的

工場立地法の精神を踏まえ、工場緑化を積極的に推進し、工場内外の環境向上に顕著な功績のあった工場等を表彰することにより、工場緑化の一層の推進を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

2. 表 彰 の 対 象

- (1) 工場緑化の推進に積極的に努力することにより周辺地域の生活環境の向上に顕著な功績のあった特定工場
- (2) 工場緑化技術の開発、改善等により工場緑化の推進に顕著な功績のあった団体又は個人

注) 1. 特定工場とは、工場立地法（昭和34年法律第24号）第6条第1項に規定する「特定工場」をいう。

3. 表 彰 の 基 準

- (1) 表彰の対象となる緑化優良工場は、次の各項目を総合的に勘案して工場緑化の成果が顕著と認められるものとする。
 - 1) 緑地等の割合
 - 2) 緑地等とフェンスの配置
 - 3) 緑地等の内容（緑地の種類、形態、景観等）
 - 4) 緑地等の維持管理
 - 5) 工場緑化の継続性

- 6) 新たな課題への取組
- (2) 表彰の対象となる団体又は個人は、次の各項目のいずれかにおいて功績顕著と認められるものとする。
 - 1) 工場緑化に関する研究（論文発表等）
 - 2) 工場緑化に関する技術の開発、改善の実践
 - 3) その他工場緑化の推進

- 注) 1. 昭和49年 6月29日以降に立地した特定工場にあっては、「工場立地に関する準則」の本則に適合していること。
2. 昭和49年 6月28日現在で設置済、又は建設中の特定工場にあっては、「工場立地に関する準則」の備考に適合していること。
3. 公害関係法に基づく改善命令等を過去3カ年間に受けている工場等表彰対象として好ましくないものは除く。

4. 被表彰者の推薦、選考及び表彰の方法

- (1) 各県知事及び政令指定都市の長は、本要領に照らし、被表彰者として適当と認めるものを選定し、中部経済産業局長に推薦するものとする。
- (2) 各県知事及び政令指定都市の長は、推薦しようとする工場、団体又は個人について別に定める「推薦書」を正1部及び副1部を作成し、中部経済産業局長あて送付するものとする。
- (3) (2)については、緑化優良工場等表彰制度における推薦の時に併せて行う。
- (4) 各県知事及び政令指定都市の長から推薦された工場、団体又は個人について、地域経済部において経済産業大臣表彰基準に準じ審査のうえ、優良と認められるものについて、中部経済産業局長が表彰を行うものとする。
- (5) 推薦は、過去において緑化優良工場等一般財団法人日本緑化センター会長表彰等を受けたもののうち優秀な者から行う。
- (6) 表彰は、表彰状の交付によりこれを行う。
- (7) 表彰は、原則として2.の(1)、(2)合わせて5件以内とする。
- (8) 表彰は、原則として毎年「工場緑化推進全国大会」の開催時期にあわせて、中部経済産業局において行う。